

パ理 03 - 07
令和 3 年 6 月 28 日

会員 各位

日本パーマネントウェーブ液工業組合
理事長 田尾 大介

「パーマネント・ウェーブ用剤使用上の注意自主基準」及び
「パーマネント・ウェーブ用剤の直接の容器又は直接の被包に表示する項目
についての自主基準」改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当組合の運営に関しご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当組合では平成 12 年 7 月 5 日付けで「パーマネント・ウェーブ用剤使用上の注意自主基準」を、平成 27 年 5 月 1 日付けで「パーマネント・ウェーブ用剤の直接の容器又は直接の被包に表示する項目についての自主基準」を実施して参りましたが、この度別添の通り当該自主基準を改正することと致しましたので、ご連絡申し上げます。

本改正は、令和 3 年 6 月 28 日付け「パーマネント・ウェーブ用剤製造販売承認基準について」（薬生発 0628 第 10 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に基づいた対応になります。

なお、本内容は、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課、監視指導・麻薬対策課、医薬品審査管理課、並びに各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課にも同日付けで連絡済みでありますことを申し添えます。

敬具

別添資料

- 別添 1. 「パーマネント・ウェーブ用剤使用上の注意自主基準」（令和 3 年 6 月 28 日）
- 別添 2. 「パーマネント・ウェーブ用剤の直接の容器又は直接の被包に表示する項目
についての自主基準」（令和 3 年 6 月 28 日）

以上